

低所得の子育て世帯に対する 子育て生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特に厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対し、国の全国一律の支援として、臨時特別給付金を支給します。

▶支給対象者

◆ひとり親世帯分

次の1、2のいずれかに当てはまる方が対象となります。

- 1 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受ける方 (支給済)
- 2 公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けられない方 (要申請)
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- 3 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 (要申請)

◆ひとり親世帯以外分 (ひとり親世帯分の支給を受け取った方は該当になりません。)

次の1、2のいずれかに当てはまる方が対象となります。

- 1 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税が非課税である方 (申請不要。7月頃より随時支給します。)
- 2 1に該当せず、令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満)の養育者であって、次のいずれかに該当する方 (要申請)
※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象となります。
ア 令和3年度分の住民税(均等割)が非課税である方
イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

▶支給額 支給対象児童1人当たり一律5万円

▶申請方法 申請が必要な方は、必要書類を保健福祉課窓口までご提出ください。
詳細については、町のホームページをご覧ください。

▶問合せ 厚生労働省 ひとり親世帯分コールセンター ☎0120-400-903 (平日9:00~18:00)
厚生労働省 ひとり親世帯以外分コールセンター☎0120-811-166 (平日9:00~18:00)

